

定員化部品規格

GM 部品番号併記

ちょうナット
Wing Nuts

主 管：車両審査実験部
材料開発第 1 課
開発技術企画部
技 術 情 報 G
制 定：2000 年 11 月 28 日
最終改：2012 年 10 月 22 日

1. 適用範囲

この規格は、主として自動車用に使用するちょうナット（以下ナットという）について規定する。本規格部品は、新規の使用を禁止とする。

2. 種 類

ナットの種類は、表 1 による。

表 1 ナットの種類

種 類	ねじの呼び	付表 No.
1 種	M5×0.8 M8×1.25	1
	—	
2 種	M6×1 M10×1.25 M10×1.5 M12×1.25 M12×1.75	2
注記. コストメリットを生かすため、1 種は M5×0.8, M8×1.25 のみ、 2 種は M5×0.8, M8×1.25 以外を設定。		

3. 保証トルク

ナットは、JIS B 1185 に規定する 1 種及び 2 種／区分 A の保証トルクに関する性能を満足しなければならない。

4. 材 料

ナットの材料は、JIS G 4051 の S20C 又は JIS G 3101 の SS400B とする。

5. 形状・寸法

ナットの形状及び寸法は、付表 1-1 による。

6. 表面処理

ナットには、ISC-B11-004Y の MFZn8S を施すものとする。

7. ね じ

ねじは、JIS B 0205-4 とする。ねじ公差域クラスは、JIS B 0209-2 の 6H とし、表面処理後、公差位置 H の通りゲージを用いた JIS B 0251 による試験に満足しなければならない。

8. 表面状態

- 1) ナットの表面欠陥は、JIS B 1042 の規定を満足すること。
- 2) 使用上有害な、ばり、かえり、さびなどの欠陥がないこと。

9. 部品番号

部品番号は、各部品番号表による。

いすゞ部品番号の付番原則は、表2の 品目番号 に サイズ番号（呼び×長さ） ・

変更サフィックス番号 を連記して表す。

表2 品目番号

種 類	品 目 番 号	品 目	
1 種	09111-84	M5×0.8 M8×1.25	軟鋼， 亜鉛めっき (MFZn8S)
2 種	09111-84	M6×1 M10×1.25 M12×1.25	
		M10×1.5 M12×1.75	
	09121-84		
注記. 1 種と 2 種の部品番号表示は、10 桁のうちの 8, 9 桁の呼びを表す 2 桁の数字で、1 種は呼びの数字をそのまま 2 桁表示し、2 種は呼びの数字に 30 プラスして表す。 例 M6×1 の場合:36(=30+6)			

[いすゞ部品番号の付番例]

09111 - 84 08 0

: 品目番号
 : 呼び径(d=8)
 1 種
 : 変更サフィックス番号

10. 環境負荷物質

使用制限及び報告義務のある物質は、ISC-A00-008Yによること。

11. 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、これらの引用規格のうちで、発行年（西暦年）が付記されたものはその指定版により、なき場合は最新版による。ただし、技術規格についてはサフィックス Y が付記されたものはその最新版による。

ISC-A00-008Y	部品への使用制限や報告義務のある物質
ISC-B11-004Y	亜鉛及び亜鉛合金めっき
ISC-A160	みがき棒鋼鋼材
JIS B 0205-4:2001	一般用メートルねじ—第4部：基準寸法
JIS B 0209-2:2001	一般メートルねじ—公差—第2部： 一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法—中（はめあい区分）
JIS B 1185:1994	ちょうナット

12. 付 則

この規格は、2012年10月22日から施行する。この規格の施行に伴い、2008年9月12日改正の ISD-C14-500B ちょうナットを廃止する。

関連標準：IST-S013-005Y（社内専用）

NUT;WING

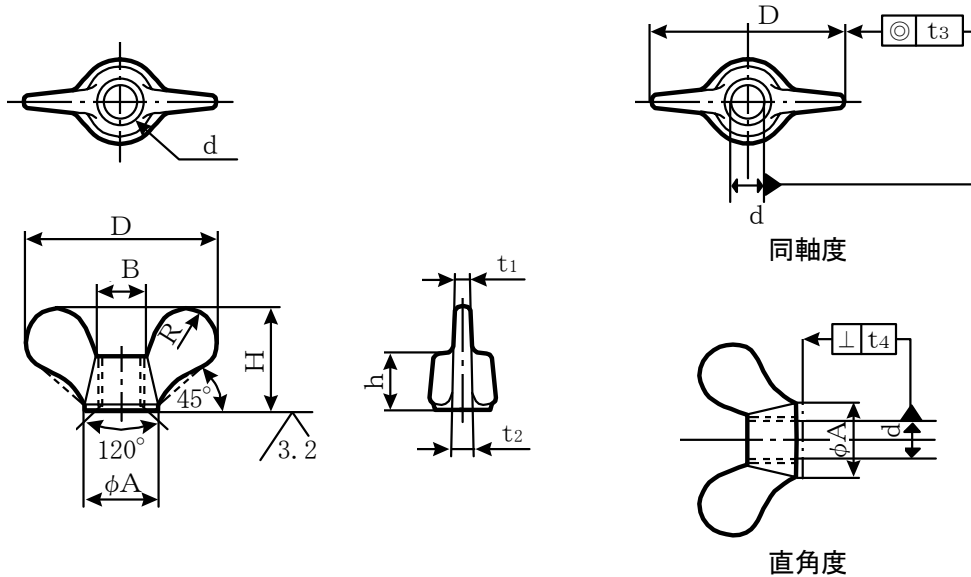
2012年10月22日改正の要点

- 1) **1. 適用範囲**の本規格の廃止時期を削除。4)参照
- 2) GM 部品番号併記は、GM 式部品番号 (10 桁) から GM 部品番号 (8 桁) に変更。
これに伴い、9.3 項および 9.4 項を削除。
- 3) **付表1-1, 1-2の注記** “部品番号表にないサイズを使用したい場合の検索方法”, “品番申請手続き”
に関する記述を削除。
- 4) **附属書 A** を設定して、ユーセージのある 3 品番はこれに移行。
IST 部品規格 (社内専用) にて「*定員化部品 (△)」に設定し、新規の使用を禁止する。
将来、ユーセージがなくなった時点で「再使用禁止部品 (×)」に移行し、本規格は廃止とする。

付表 1-1 ちょうナット, 1 種, M5×0.8 及び M8×1.25
WING NUTS

定員化部品規格

品目番号
09111-84



単位 : mm

呼び (d)	並目	M5×0.8	M8×1.25
A		10	16
B		8	12
D	基準寸法	25	40
	許容差	0 -2.0	
H	0 -2	12	20
h		6	10
t ₁	基準寸法	2	3
	許容差	±0.5	
t ₂		2.5	4
t ₃		0.5	0.6
t ₄		0.35	0.56
R	(参考)	4	6
注記1 ナットの外形は、A、D 及び H の基準寸法より定められる範囲 (2 点鎖線 (45°) を含む。) 内にあること。 注記2 上表の M5×0.8, M8×1.25以外の呼びを使用したい場合、付表2-1の2種を 使用のこと。			

定員化部品

付表 1-2 WING NUTS
1 種, 軟鋼, MFZn8S

部品番号表

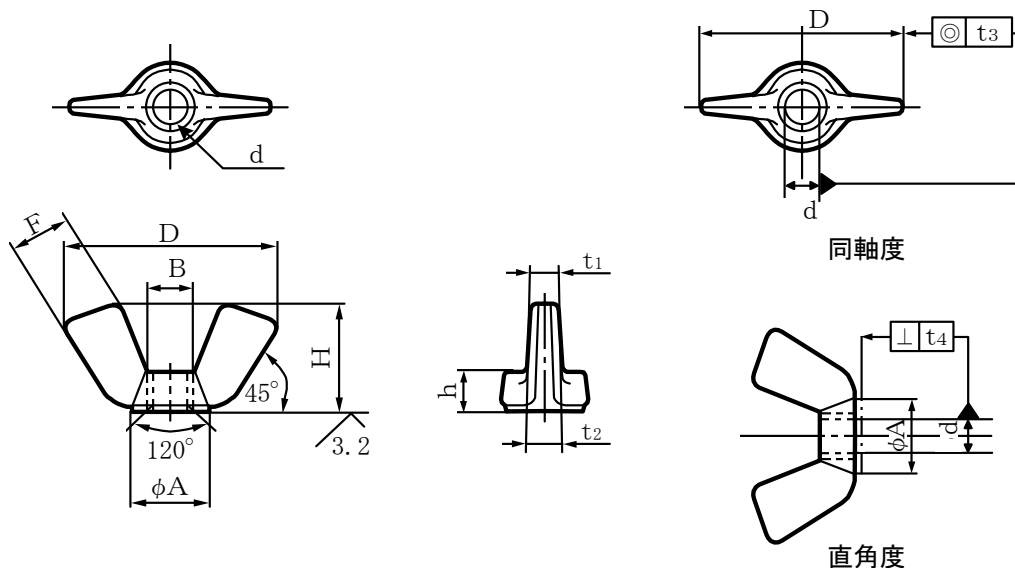
GM 部品番号併記

品目番号
09111-84

※ 下表各行で、上段：いすゞ部品番号を表示し、
下段：GM 部品番号を参考表示する。

呼び(d)	部品番号
M5×0.8	
M8×1.25	
注記 上表の M5×0.8, M8×1.25 以外の呼びを使用したい場合、付表 2-2 の 2 種を使用のこと。	

定員化部品規格

付表 2-1 ちょうナット, 2 種
WING NUT品目番号
09111-84
09121-84

単位 : mm

呼び (d)	(細目)	M10×1.25		
	(並目)	M6×1.0	M10×1.5	M12×1.25
A		12	17	22
B		8	12	16
D	基準寸法	27	36	48
	許 容 差	0 -2.0		
H	0 -2	13	18	23
h		5	8	10
t ₁	基準寸法	3.5	5	6
	許 容 差	+0.5 -0.2		
t ₂		4.5	6	7
t ₃		0.5	0.7	1.0
t ₄		0.42	0.59	0.77
F	(参考)	8	11	15
注記 1 ナットの外形は、A、D 及び H の基準寸法より定められる範囲 (45° 線を含む。) 内にあること。 注記 2 上表にない M5×0.8, M8×1.25 の呼びを使用したい場合、付表 1-1 の 1 種を使用のこと。				

定員化部品

付表 2-2 WING NUT
2 種, 軟鋼, MFZn8S

部品番号表

GM 部品番号併記

品目番号
09111-84
09121-84

※ 下表各行で, 上段: いすゞ部品番号を表示し,
下段: GM 部品番号を参考表示する。

呼び (d)	部品番号
M6 ×1.0	
M10×1.25	
M10×1.5	
M12×1.25	
M12×1.75	
注記 上表にない M5×0.8, M8×1.25 の呼びを使用したい場合, 付表 1-2 の 1 種を使用のこと。	

附属書A (規定) ちょうナット

1. 序 文

本附属書に移行した部品についてはIST部品規格（社内専用）にて「*定員化部品（△）」に設定し、新規の使用を禁止する。将来、ユーセージがなくなった時点で「再使用禁止部品（×）」に移行し、本規格は廃止とする。

2. 適用範囲

この附属書は、主として自動車用に使用する以下のちょうナット（以下ナットという）について規定する。

＜本附属書Aが対象とする品番＞

0911184050, 0911184080, 0911184360

3. 種 類

ナットの種類は、**附属書A表1**による。

附属書 A 表 1 ナットの種類

種 類	ねじの呼び	付表 No.
1 種	M5×0.8 M8×1.25	附属書A付表1
2 種	M6×1	附属書A付表2
注記. コストメリットを生かすため、1 種は M5×0.8, M8×1.25 のみ、 2 種は M5×0.8, M8×1.25 以外を設定。		

4. 保証トルク

ナットの保証トルクは、規格本体 **3. 保証トルク**による。

5. 材 料

ナットの方法は、規格本体 **4. 材料**による。

6. 形状・寸法

ナットの形状及び寸法は、**附属書 A 付表 1-1, 2-1**による。

7. 表面処理

ナットの表面処理は、規格本体 **6. 表面処理**による。

8. ね じ

ねじは、規格本体 **7. ねじ**による。

9. 表面状態

ナットの表面状態は、規格本体 **8. 表面状態**による。

10. 部品番号

ナットの部品番号は**附属書 A 付表 1-2, 2-2**による他、規格本体 **9. 部品番号**による。

11. 環境負荷物質

部品への使用制限及び報告義務のある物質は、規格本体 **10. 環境負荷物質**による。

12. 引用規格

引用規格は、規格本体 **11. 引用規格**による。

13. 付 則

この附属書 A の施行日は本規格本体 **12. 付則**による。又、関連標準は規格本体による。